

介護・福祉人材確保緊急支援事業実施要綱

1 目的

介護・福祉人材の緊急的な確保および介護・福祉職場への定着を促進するため、介護・福祉サービスの増進に寄与する取組を行う団体等が実施する事業に助成等を行い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応できる質の高い人材の確保と介護・福祉サービスの安定的な提供体制の確立を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は下記のとおりとする。

3 事業内容

介護・福祉人材を緊急に確保し、従事者の定着を促進するために次に掲げる事業を地域医療介護総合確保基金事業として実施する。

(1) 市町介護・福祉人材確保定着支援事業

(ア) 実施主体

市町（ただし、複数の市町と連携して事業の全部または一部を実施することも可能とする。）

(イ) 事業内容

事業を実施する市町域または周辺地域を含む福祉圏域程度において、介護・福祉人材の安定的な確保および職場への定着を図るため、(a)の連携会議を設置・運営し、(b)から(e)のいずれかまたは全ての事業を行う。

(a) 連携会議の設置・運営

事業実施地域内の社会福祉法人、福祉事業者等を構成員とした連携会議を設置し、介護・福祉人材の確保・定着促進を図るための方策その他必要と認められる事項を協議する。なお、既存の会議等を本事業の連携会議に位置付けることも可能とする。

(b) 介護・福祉サービス理解促進事業

福祉人材確保重点実施期間（「介護の日（11月11日）」の前後二週間）等に、事業実施地域の住民に対して、介護・福祉サービスや介護・福祉職種にかかる理解を深めるための啓発等を実施する。

事業実施地域の学校等と連携し、児童・生徒に対して、介護・福祉にかかる理解を深めるための出前授業等を実施する。

(c) 介護に関する入門的研修事業

事業実施地域の住民等を対象に介護に関する入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づく研修をいう。）を実施し、

介護未経験者等の介護分野への参入を促進する。

(d) 介護・福祉人材マッチング支援事業

前号の介護に関する入門的研修等修了者その他事業実施地域の住民等を対象とした職場説明会や施設見学会、就労体験等を開催し、介護・福祉分野への就労を目指す人材と事業所とのマッチングを支援する。

(e) 介護・福祉人材育成・定着促進事業

事業実施地域内の介護・福祉事業所の職員等を対象とした資質向上、職場環境改善のための研修のほか、法人の枠を超えた交流会等を開催し、人材の育成、定着を図る。

(ウ) 留意事項

(a) 連携会議の設置・運営にかかる経費は補助の対象としない。

(b) 事業の実施にあたっては、福祉人材センターやハローワーク等の実施する職業紹介事業等との効果的な連携を図ること。

(2) 介護福祉士養成機能強化等事業

(ア) 実施主体

県内に介護福祉士養成施設（社会福祉士介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定による学校または養成施設をいう。）を設置する法人

(イ) 事業内容

若年世代の確保や質の高い人材の養成を目的として以下の事業のいずれかまたは複数を選択して実施する。

(a) 若年世代の意識啓発事業

学生等の若年世代に対し、学校への出前講座その他の情報発信等を通じて、介護福祉士の役割や介護の魅力等にかかる意識啓発を行う。

(b) 実習受入れ施設の指導力強化等事業

介護実習の学習効果を高めるため、実習指導者等を対象とした講師派遣その他実習受入れ施設と連携した介護実習の充実強化に関する取組を行う。

(c) 留学生に対する日本語学習等支援事業

外国人留学生の修学および学生生活を支援するため、日本語学習その他の個別指導等を行う。

(ウ) 留意事項

(a) 事業にかかる経理は、他の事業の経理と明確に区分すること。

(b) 事業の実施に要した委託料は、経費の過半を超えないこと。

4 事業実施期間

事業実施期間は、令和 4 年度とする。

5 介護・福祉人材の定義

資格や職種を問わず介護・福祉分野で従事している人をいう。医療保健分野の専門職であっても、介護・福祉施設等で従事している場合は介護・福祉人材とみなす。

6 実施上の留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、滋賀県介護・福祉人材センター、公共職業安定所、地域の職能団体・経営者団体、市町等と連携し効果的に行うこと。
- (2) 本要綱に定めるほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、介護・福祉人材の緊急的な確保および福祉職場への定着を促進するため、次条に規定する事業を行うのに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下規則という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象事業)

第2条 この補助金は、令和4年4月1日付け滋医福第738号滋賀県健康医療福祉部長通知の「介護・福祉人材確保緊急支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、介護・福祉サービスの増進に寄与する取組を行う団体等のうち別紙1に掲げる資格要件を満たしている者が実施する事業に要する経費を交付の対象とする。

(補助額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請は、別記様式第1号により別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙による調書を作成し、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の重要な内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告は、別記様式第3号に関係書類を添えて、事業完了後30日以内に知事に提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第6条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく申請および報告、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく実績報告または第9条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行し、平成28年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別紙1

(資格要件)

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

別表

1 事業名	2 助成基準額	3 助成対象経費	4 補助率
市町介護・福祉人材確保定着支援事業	900 千円 ただし、実施要綱3(1)(イ)(c)の事業を含まない場合または負担金のみの場合は、500 千円	実施要綱3(1)の事業の実施に要する報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、負担金	10/10
介護福祉士養成機能強化等事業	1,950 千円	実施要綱3(2)の事業の実施に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料	2/3